

## 6 製造所等における変更工事の取扱い

「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号、以下「49 号通知」という。）に伴う、消防法第 11 条第 1 項後段の変更許可の手続きを要しない軽微な変更工事（増設、移設、改造、取替、補修、撤去又は変更）の範囲及びその手続き方法の運用基準は次によること。

### 1 基本的事項

- (1) 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）のみの変更工事が行われる場合において、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(運用解説)

- 1 非対象設備のみの変更工事が行われる場合において、位置に変更が生じない場合は変更許可を要しないものであるが、この場合の「位置の変更」とは区画の増加を伴う場合（区画を設定しない施設にあっては、保有空地の増加を伴う場合）に限られるものであること。
- 2 含油排水等危険物を含む液体を静置分離して回収する等の処理を行う設備、ハイポリマーの乾燥機器及び危険物蒸気を微量放出する設備等は、危険物判定試験により対象設備に該当するか否かの判断をすること。
- 3 危険範囲内に存する電気設備を有する非対象設備は、電気設備の基準を満足するものに限られるものであること。

- (2) 危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）、又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事については、位置、構造及び設備の基準（以下、単に「基準」という。）との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要が生ずるが、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合は、軽微な変更工事として事前に変更届出書（資料提出を含む。）を提出し、又はこれを提出しないで変更許可を要しないものとするができること。

### 2 具体的運用に関する事項

- (1) 非対象設備のみの変更工事が行われる場合であって、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、設備機器配置図、機器リスト及びフローシートの記載内容に変更を生ずるものに限り、事前に資料提出を行うことをもって足りるものであること。

(運用解説)

- 1 非対象設備に係るフローシートの記載要領は、次によること。
  - (1) 機器は、配管の一部とみなされる程度のフィルター等小規模のものを除き、すべて記載すること。
  - (2) 配管等移送設備は、機器間を連絡するもののうち主要なもののみで表すことができること。
  - (3) 非対象設備のみに係る緊急停止設備が存する場合は、上記（1）及び（2）に記載された範囲内で、最大限記載すること。

- 2 非対象設備のみの変更工事で電気設備の変更を伴う場合であっても、当該電気設備に係る工事については、非対象設備の変更に付随する工事とみなして差し支えないこと。
- 3 非対象設備のみの変更工事に係る提出図書は、原則として設備機器配置図、機器リスト及びフローシートで足りるものであること。

(2) 対象設備又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事であって、工事の内容が軽微であるが、なお基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「資料の提出を要する軽微な変更工事」として事前に変更の内容を資料提出又は変更届出書により提出するものとし、この場合において、変更の内容が基準の内容と関係がないとき、又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認した上で変更許可の手続きを要しないとすることができること。

なお、この場合において、変更届出書又は資料提出に添付する資料は、変更の内容を上記の観点から判断する上で必要な最小限のもので足りること。

(運用解説)

文言上は非対象設備であっても、法第10条第4項の基準の対象となるものについては、原則として変更許可を要するものであるため、別記1の例示により取り扱うこと。

(3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と、上記(1)及び(2)の「資料の提出を要する軽微な変更工事」が同時に行われる場合には、変更許可申請書に(1)又は(2)の資料を添付して提出しても差し支えないものであるが、(1)又は(2)の変更に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものであること。

(4) 上記(2)の「資料の提出を要する軽微な変更工事」及び(8)の「資料の提出を要しない軽微な変更工事」に関する具体的な判断資料については別記1のとおりであるが、別記1の第2及び第3の運用にあたっては、変更工事が「第1 定義」の増設、移設、改造、取替、補修、撤去又は変更のいずれに該当するかを判断し、申請区分を決定すること。

(5) 別記1に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例のいずれかと類似又は同等であると認められるものについては、同じ扱いをするものであり、この場合にあっては、事前に相談すること。

(6) 別記1に掲げられている各変更工事は一般的な例示であり、あくまでも最終的には、個々の変更内容を当該製造所等の基準及び火災予防上又は安全対策上の全体的な観点で判断することとし、この基準によることがふさわしくない場合は、その都度協議して決定すること。

したがって、資料提出に伴い、変更工事の具体的内容から判断して変更許可の手続きを要する場合もあること。

(7) 特例処理を要する変更工事にあっては変更許可とし、特例処理を要しない変更工事にあっては、その内容により申請区分を判断すること。

(8) 変更の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」として資料提出又は変更届出書を提出することなく、変更許可を要しないこととすることができるが、この変更工事を実施したことにより、申請図書と工事後の状況が異なるものにあっては、図書の差替え又は修正等によりその整合性を図ることに努めること。